

## 追加納付積立金

### ①追加納付生産者積立金の単価

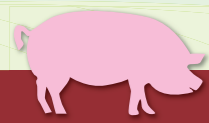
- 追加納付生産者積立金の単価は、事業開始当初に比べて豚コレラの発生リスクが高まっている中で、残りの事業実施期間（令和3年3月31日まで）における対象疾病の発生に備えるため、既に納付いただいた生産者積立金の3倍の額を単価として設定しました。種類・区分ごとの生産者積立金の単価は次のとおりです。

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	既存の生産者積立金の単価（1頭当たり） A	追加納付生産者積立金の単価（1頭当たり） B = Aの3倍
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	120円	360円
		繁殖用種豚（雄）	120円	360円
		肥育豚	30円	90円
	企業型	繁殖用種豚（雌）	125円	375円
		繁殖用種豚（雄）	125円	375円
		肥育豚	35円	105円

注：1. 繁殖用種豚には繁殖の用に供される予定の雌及び雄の豚を含みます。  
2. 契約対象となるのは離乳後の豚となります。

### ②生産者積立金の納付

- 追加納付生産者積立金として、既存の契約頭数に追加納付生産者積立金の単価を乗じた額を納付していただきます。
- 新規加入者及び契約頭数の増頭を行う加入者にとっては、既存分と追加納付分を合わせた額（A+B）の積立金を納付していただきます。



## 生産者積立金の取扱

### ①生産者積立金の納税時の取扱

- 各都道府県畜産協会等に納付した生産者積立金は、「仮払金」として処理して下さい。
- 対象疾病の発生により、互助金交付のために生産者積立金を取り崩されたときには、取り崩された額を各都道府県畜産協会等からお知らせしますので、その金額を経費として処理して下さい。

### ②無事戻し

- 互助金の交付契約期間終了後、互助基金の残額については、1/2相当額を上限とした額が平成22年の宮崎県における口蹄疫発生時に国（（独）農畜産業振興機構）が立て替えた生産者互助基金の返還に充てられ、残額が加入者へ返戻されます。
- 追加納付に応じていただけなかった事業参加者には返戻はありません。



## 互助金の交付

### ①互助金の種類とその単価

- 家畜伝染病予防法に基づき殺処分した豚を飼育していた事業参加者に対して、以下の互助金を交付します。

#### 経営支援互助金

契約農場において、当該農場の経営を再開する場合に、豚の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援。

#### 焼却・埋却等互助金

殺処分した豚を焼却・埋却等するために、生産者自らが負担したその経費を支援。

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	互助金の上限単価（1頭当たり）	
			経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	49,000円	4,000円 (2,000円)
		繁殖用種豚（雄）	49,000円	
		肥育豚	10,000円	
	企業型	繁殖用種豚（雌）	57,000円	
		繁殖用種豚（雄）	57,000円	
		肥育豚	12,000円	

注：1. 国等の事業を利用し、新たに導入する豚については、経営支援互助金の交付対象頭数から除かれます。  
2. 家畜伝染病予防法の規定により、「患畜」、「疑似患畜」として焼却・埋却費用の1/2の交付を受けた場合は、焼却埋却互助金の単価は（ ）の額となります。  
3. 豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚です。

### ②互助金の交付

- 万一対象疾病が発生した場合、交付申請書に基づき互助金が支払われます。ただし、家畜の伝染病の発生を予防し、またはまん延を防止するために必要な措置を講じなかった時には互助金が支払われない場合や減額される場合があります。
- 経営支援互助金の交付決定にあたっては、互助金交付認定委員会等を開催し、導入計画及び互助金交付単価の審査を行います。



## 主な手続き

### ①加入手続き

#### 【既存加入生産者】

- 各都道府県畜産協会等が既存の契約内容の確認を行います。契約頭数を見直す場合は、「契約対象頭数等変更申請書」を提出します。
- 契約内容に従って、各都道府県畜産協会等は、追加納付分の生産者積立金の支払いを請求します。
- 生産者は、各都道府県畜産協会等が指定する口座に請求された生産者積立金を納付します。
- 各都道府県畜産協会等の指定する日までに追加納付することにより、本事業実施期間（平成30年度～令和2年度）に互助金の交付対象となる疾病が発生した場合には、互助金の交付対象者となります。

#### 【新規加入申込者】

- 新規加入申込者の方は、「家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を委託契約先又は各都道府県畜産協会等に提出します。
- 申込を受けた各都道府県畜産協会等は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。
- 新規加入申込者は、各都道府県畜産協会等が指定する口座に、生産者積立金を納付します。
- 生産者積立金を納付した日から、契約の効力が生じます。

### ②追加納付に係る契約頭数

- 追加納付に係る契約頭数は、元の契約頭数とします。
- 「契約対象頭数等変更申請書」を提出することで、契約頭数の見直しを行うことができます。

### ③豚の企業型について

- 企業型（豚）については、伝染病発生時でも雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時使用する従業員（生計を一にするものを除く）の数が、1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。（交付時の雇用実態により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。）
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができます。

